## 食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の安全基準値に関する改正案の新旧対照表

改正名称				現行名称			説明
食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準				食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の			放射性物質及び放射能汚染をできる限り減少させ
値				安全基準値			るべきとの目的を考慮し、安全の二文字を削除す
							る。
改正条文				現行条文			説明
第1条 本基準は食品 <u>安全</u> 衛生管理法第15条第				第1条 本基準は食品衛生管理法第15条第2			法的根拠を改正する。
2項に基づき規定する。				項に基づき規定する。			
第2条 食品中の放射性物質及び放射能汚染の				第2条 食品中の放射性物質及び放射能汚染			: 1. 「安全許容量」の文字を「限度量」に改正する。
限度量は以下のとおり。				の安全許容量は以下のとおり。			2. 本条リストのタイトルを改正する。
							3. 「乳製品」の意味を明確にするため、名称を「乳
放射性核種	I131	Cs134+Cs137		食品の種類	乳製品及び	その他食	及び乳製品」に変更する。
					ベビーフー	品	4. 「乳及び乳製品」及び「ベビーフード」の
食品の種類				放射性核種	ド		「Cs134+Cs137」の限度量を改正する
乳及び乳製品	55Bq/kg	50Bq/kg		I131	55Bq/kg	300 Bq/kg	5. その他食品」の「I131」及び「Cs134+Cs137」
ベビーフード	55Bq/kg	50 Bq/kg		Cs134+Cs137	370 Bq/kg	370 Bq/kg	の限度量を改正する。
飲料及び飲料	100 Bq/kg	10 Bq/kg					6. 「飲料及び飲料水」のカテゴリを追加し、
水							「I131」及び「Cs134+Cs137」の限度量を設定
その他食品	100Bq/kg	100 Bq/kg					する。
(1) (2)							7. 「注:」を新設し、本基準の適用時期を説明す
注:本基準は、原子力又は放射能による汚染が							る。
発生した可能性がある時に適用される。突発事							8. 「その他食品」カテゴリについては、新設する
件及び悪意的な行動を含む。							(1)、(2)の註記の説明のとおり。

(1) 乾燥及び濃縮されたもの等、水で戻して	N .	
ら食用に供する原料(例:きのこ、海藻類		
魚介類及び野菜)は、水で戻した後、食	<b>∄</b>	
に供する状態で「その他食品」の限度量	<u> </u>	
適用する;但し、海苔、小さな干し魚、	ζ	
ルメ、干しブドウ等の乾燥した状態で食	<b>月</b>	
に供するものは、直接「その他食品」の	見	
度量を適用する。		
(2) 茶葉は飲用の状態(抽出し茶湯とした後)		
で「飲料及び飲料水」の限度量を適用する	0	
第3条 本基準は発布日より施行する。	第3条 本基準は発布日より施行する。	修正なし。